

# 税の申告 2月16日から

## 早めの準備でスムーズな申告

市・府民税申告と、所得税・復興特別所得税の確定申告の受け付けが始まります。期間中は大変混雑します。また、申告の内容によって会場が異なりますので、会場をよく確認し、時間に余裕を持って申告しましょう。

詳しくは、2月1日発行の「市税だより」をご覧ください。

問合せ先▶市・府民税申告に関すること：税務課（☎64・1317）▶確定申告に関すること：宇治税務署（☎44・4141）

●市・府民税申告 ●

昨年、市・府民税申告をした人には、2月上旬に申告書を郵送します。

期間▶2月16日(月)～3月16日(月)（土・日曜日を除く）

時間▶午前9時～午後4時

場所▶コミュニティホール

対象▶市内に住所があり、次のいずれかに該当する人

①平成26年中に所得がある

②①以外の人で次のいずれかに該当する

▶市内に住む親族の税法上の扶養親族になつていない

▶所得証明書が必要

▶国民健康保険加入者など

確定申告する人・勤務先を通じて給与支払報告書を提出する人を除きます。

●確定申告 ●

期間▶2月2日(月)～3月16日(月)・2月22日(日)・3月1日(日)・2月22日・3月1日以外の土・日曜日、祝日を除きます。

なお、2月15日(日)以前は還付申告に限りません。

時間▶午前9時～午後5時

場所▶宇治税務署（宇治市大久保町井ノ尻60・3）

なお、簡易な確定申告に限り、市・府民税申告の会場でも受け付けます。申告できる内容は次のとおりです。

▶給与所得▶雑所得（公的年金など）▶青色申告以外の収支内訳書が作成済みの農業所得

市職員が判断できないものは、宇治税務署での申告をお願いします。

対象▶次のいずれかに該当する人

①給与所得があり、次のいずれかに該当する人

▶年間収入金額が2千万円を超える

▶2カ所以上から給与の収入がある

▶給与・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える

②公的年金等の雑所得のみ

③所得金額が所得控除額の合計額を超える人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。

ただし、市・府民税申告や、所得税・復興特別所得税の還付を受けるための確定申告は必要です。

③事業・不動産・譲渡などの所得合計額が所得控除の合計額を超える人

●申告に必要なもの ●

印鑑（給与・公的年金などの源泉徴収票（原本）、生命・地震保険料などの控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払金額が分かるもの、医療費控除を受ける場合は医療費の明細書、申告内容に

より収支内訳書・領収書などの各種証明書

確定申告をする場合は、本人名義の銀行口座が分かるものが必要です。なお、前年分の確定申告書の控え・税務署から届く「お知らせはがき」があると申告がスムーズです。

〔パソコンで簡単・便利に〕

パソコンを持っている人は、国税庁ホームページ（http://www.ntn.go.jp/）の確定申告書等作成コーナーを利用する。申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、電子申告（e-tax）のほか、印刷すれば郵送や税務署の時間外文書收受箱への投函でも提出できるので便利です。



市税だよりで確認を！

源泉徴収票を送付

日本年金機構は、老齢年金の受給者へ「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」を2月中旬までに郵送します。確定申告などに必要ですので、大切に保管してください。

国民年金・厚生年金・共済組合などが支給する公的年金は、所得税法上「雑所得」となります。老齢や退職を理由とする年金には所得税が課せられ、年金額から源泉徴収されています。障害・遺族年金は非課税のため、源泉徴収はありません。

源泉徴収票が届かない・紛失したなどの場合は、日本年金機構で再発行を受け付けています。基礎年金番号を確認し、本人が「ねんきんダイヤル」へ連絡してください。

受付時間＝▼平日…午前8時30分～午後5時15分。月曜日は午後7時まで▼第2土曜日…午前9時30分～午後4時

問合せ先＝▼ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165。IP電話・PHSは☎03-6700-1165）▼京都市南年金事務所（☎075-644-1165）▼市民年金課（☎64-1333）

市・市議選挙 立候補予定者説明会

3月7日に中央公民館で

選挙管理委員会は、4月26日(日)に執行予定の市長選挙・市議会議員一般選挙の立候補予定者を対象に、それぞれの選挙に関する手続きや選挙運動の概要などについての説明会を開きます。

なお、同説明会で、立候補に必要な届出用紙などをお渡します。

日にち▶3月7日(日)

時間▶午後1時30分から

(受け付けは午後1時から)

場所▶中央公民館

入場は、1候補者につき3人までです。

問合せ先▶選挙管理委員会事務局(総務室内、☎64・1333)

### 三山木駅前 保留地を6カ所売却

市は、三山木地区特定土地区画整理地区内の保留地を一般競争入札で売却します。

希望者は、三山木整備課からホームページにある売却案内書を確認し、物件の詳細や現況を調査してから申し込んでください。

売却物件▶左表のとおり

最低売却価格などは、三山木整備課（☎65・5540）

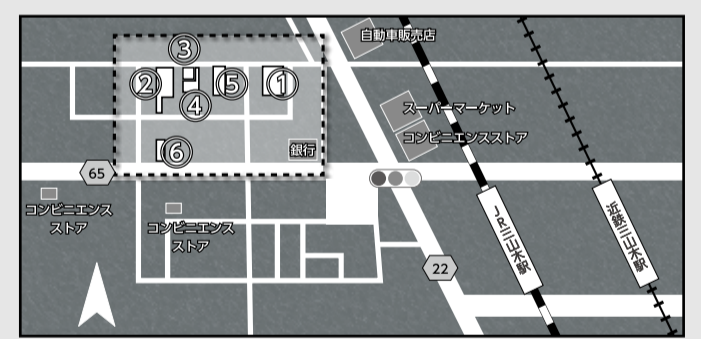
場所	面積 (㎡)	場所	面積 (㎡)
① 5街区2	678	④ 6街区6-2	192
② 6街区4	608	⑤ 6街区9-3	393
③ 6街区6-1	140	⑥ 9街区2-3	151

受付期間・時間▶2月12日(木)～26日(水)午前8時30分～午後5時15分

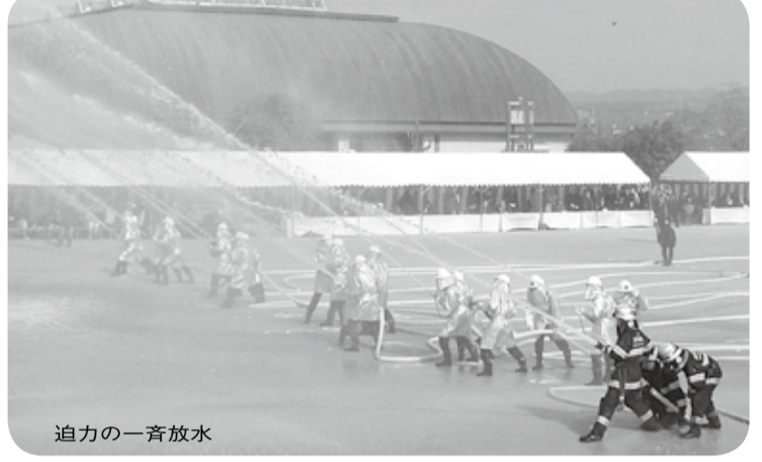
正午～午後1時・土・日曜日を除きます。郵送では受け付けできません。

入札日▶3月12日(木)

申込・問合せ先▶三山木整備課（☎65・5540）



## 災害に強いまちへ 消防出初式で決意新たに



1月11日、田辺公園多目的運動広場で消防出初式を行い、災害に強いまちづくりへの決意を新たにしました。

この日、消防団・消防署をはじめ、自衛消防隊や自主防災会などの隊員約300人が参加。交通事故を想定した消火・救助訓練や、田辺中学校吹奏楽部の演奏のほか、消防車両からの一斉放水を行い、歓声や拍手を受けました。

また、地域防災の要となる消防団員のうち、特に功績のあつた団員の表彰を行いました。表彰を受けた人は次のとおりです。(敬称略)

問合せ先▶消防総務課（☎63・7825）

- 〔府消防協会会長表彰〕
- 勲功章▶奥西泰男
- 精進章▶岡田泰典・武田正治
- 精進章▶小西浩年・杉本守・中村洋一・岡崎正亨・北村賢司
- 〔府消防協会総支部長表彰〕
- 総支部長章▶片岡大介・上田健二・上村恭司・安倉正人・佐野広起・野田博之・宮川正貴・松本一輝・谷口茂育・西村友宏・奥西宗晃・大辻雄一郎・山崎茂樹・武藤健生・米澤裕治・中川正盛
- 〔京田辺市長表彰〕
- 永年勲功章▶南利潔・木田達也・吉村雅一・岡本英之・潮洋平・古林勝・藤本雅登・植城圭祐・山本誠・藤澤均・向井一夫
- 功績章▶清水信雄・森島裕也・藤林大作・藤原克利・南庄恭宏・北川寛信・吉村浩一・上村一司・上村哲司・藤井良人・菊間勇氣・秋山良太・武藤健生・西田和俊
- 〔消防団長表彰〕
- 団長章▶今村泰雄・徳廣正俊・井内孝昭・木村正司・徳田洋介・西村友孝・安倉典興・橋本岳・福田良人・岡本年明・久保充理・山本辰憲・西尾嘉文・岡井記之・安高圭祐・中山貴博・井上孝宏

広報

### Topic

## 循環型まちづくりの実現へ

### ごみ処理施設整備基本構想を策定

市は、「ごみ処理に関する課題について、ごみ処理施設整備基本構想を策定しました。」

同構想は、市ごみ減量化推進審議会での審議とその結果に当たる答申を基に構想案を公表し、パブリックコメントなどで寄せられた市民の意見を踏まえて策定したものです。

昨年11月4日～12月3日に行ったパブリックコメントでは、46人から135件の意見が寄せられました。主な意見としては、枚方市

市は、豊かな環境を育み、自然の恵みを未来へ引き継ぐため、第2次京田辺市環境基本計画の策定を進めています。

同計画の素案がまとまりましたので、みなさんの意見を募集します。

対象▶市内に在住・通勤・通学する人▶市内に事務所・事業所などを有する人

資料閲覧場所▶市ホームページ、市役所環境課、中央図書館、北部・中部住民センター、三山木福祉会館

応募方法▶資料閲覧場所にある募集用紙に住所・氏名・意見を書いて、持参・郵送・電子メールで送信してください。

募集期間▶2月5日(木)～3月6日(金)（必着）

応募・問合せ先▶環境課（☎610・0393）（住所不要）、☎64・1366、メールアドレス▶kankyo@kyotanabe.jp

ごみ処理施設の広域化について、「環境保全性や経済性に優れている」「合理性がある」などがありました。

今後は、同構想を基に、次期ごみ処理施設の計画を進めていきます。

同構想の内容やパブリックコメントの結果は、市ホームページをご覧ください。

問合せ先▶清掃衛生課（☎68・1288）

## 自己負担額を助成

### 福祉用具貸与費用 申請の受け付けは3月6日まで

市は、身体に障がいがある人が介護保険を利用して福祉用具の貸与を受けた場合に、自己負担額の全額を助成します。

申請対象＝平成26年7月～12月の福祉用具貸与の自己負担分

申請方法＝介護保険自己負担額の領収書（写し可）・介護保険被保険者証の写し・印鑑・振込先の金融機関の口座番号が分かるものを持参してください

新たに申請する人や口座を変更する人は、通帳の写し（名義・支店名・口座番号が分かるページ）が必要です。

申請期間＝2月2日(月)～3月6日(金)

申請・問合せ先＝障害福祉課（☎64-1372）

◆対象者・福祉用具

福祉用具名	下肢機能障害	体幹機能障害
車いす	1～3級※	1～3級
車いす付属品		
歩行器		1～5級
歩行補助つえ		1～6級

※下肢機能障害4級以下でも、上肢障害が2級以上の場合は対象となります。



## 飼い主のマナー

犬を飼う人は次のことを守り、正しく飼いましょう。

- ①登録と年1回の狂犬病予防接種を受けさせましょう
- ②引き綱を付け、犬を制御できる人が散歩させましょう
- ③ふんは飼い主が適切に処理しましょう
- ④臭いや毛の飛散で迷惑を掛けないよう配慮しましょう
- ⑤最後まで愛情と責任を持って飼いましょう

問合せ先＝環境課（☎64-1366）

